

議 事 録 抄 本

令 和 5 年 8 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和5年8月農業委員会議事録抄本

日 時 : 8月22日(火) 15:00~

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、豊國主査、塩見主査、多田

【欠席者】 なし

【遅刻者】 9番 柳田 伸一郎委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
1番 牛尾 敏博	11番 埴岡 栄

【署名人】

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 8 月定例会を開催します。

本日の農業委員の欠席はありません。柳田委員が遅れて来られます。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

委員にお願いします。本日は、議案第18号から議案第20号に至る 3 議案、報告事項 3 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

<柳田委員入室>

(事務局) 【議案朗読及び説明】

今回は議案第18号・第19号の所有権の移転に係る議案・報告に係る審議採決を先に行います。議案20号については、他の議案・報告事項が終わった後、農林振興課の職員より説明を受け、委員会としての意見を求めます。

<案件>

議案第18号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 3 件

議案第19号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 1 件

議案第20号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについて
(意見聴取) 1 件

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について 1 件

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について 1 1 件

報告第 3 号 農地法第 6 条に基づく報告書の確認について 1 件

(事務局担当) 令和5年8月議案説明

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可)

7番：資料1ページをご覧ください。申請地は姫路北病院の東約120mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんは1135-4の宅地と、申請地である1135-24を所有しており、譲受人の〇〇さんが宅地と田も併せて購入するということです。取得後は季節野菜を作付けする予定です。

周辺は農地を集約した農家がおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えられないため、許可要件を満たすものと考えます。

8番：資料2ページをご覧ください。申請地はディスカウントドラッグコスモス福崎店より南東約120mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。所有者の〇〇さんは農地を手放していきたいと考えており、譲受人である〇〇さんと売買の話が纏まりました。取得後は水稻を作付する予定です。

申請地は市街化調整区域内の農地ですが市街化区域に近接しており、周辺農地を集約した農家もおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えられないため、許可要件を満たすものと考えます。

9番：資料3ページをご覧ください。申請地は、482-1が長目地区の藤田神社から南西約300mに、557が藤田神社から南約130mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は贈与による所有権移転です。まず関連で6ページ報告第1号9番をご覧ください。農地使用貸借合意解約通知を表示しています。〇〇さんが耕作をしていましたが、この度、受け人の〇〇さんと贈与での話がまとまったとのことで、解約に至っております。

所有者の〇〇さんは令和4年に農地を相続されましたが県外在住で農地を手放したいと考えており、譲受人である〇〇さんとの話が上がりました。譲受人の〇〇さんは姫路市船津町で農業をされており、長目地区とは近接しているため耕作に支障はないと考えます。

周辺は農地を集約した農家がおらず、所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えられないため、許可要件を満たすものと考えます。

<農地法第3条の許可基準について説明>

<農地法第5条の許可基準について説明>

議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可)

6番：資料4ページをご覧ください。申請地は、申請地はディスカウントドラッグコスモス福崎店より南東約100mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧ください。

この申請は、売買により住宅に転用するものです。

受け人の〇〇さんは現在、姫路市香寺町のアパートに住んでいますが、子どもが大きくなる前に一戸建ての住宅の建築を予定していたところ、配偶者の実家からすぐ近くの今回の申請地が候補にあがったとのことです。渡し人の〇〇さんは、今回の申出に対し承諾し、申請に至っています。

資金等も妥当で、周辺農地は集約されておらず、住宅に囲まれているため転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第20号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについて

(意見聴取)

先にご案内した通り、順番を入替え後ほど農林振興課担当より説明いたします。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

先ほど議案第18号9番で説明したとおり使用貸借の合意解約通知が1件出ております。

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

7ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を10件、耕作面積証明書を1件、計11件を発行したことを報告します。

報告第3号 農地法第6条に基づく報告書の確認について

農事組合法人 高橋宮農組合から令和5年6月30日付で事業状況等の報告書が提出され、それにより、農地所有適格法人要件確認書を作成し、状況を把握したことを報告します。

説明は以上となります。

(議長) 議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 7番: 申請地は、姫路北病院の東約120mに位置しています。
現地では畑等がすぐにできる農地であることを確認しました。
現地調査班では、特に問題はないと判断しています。

8番: 申請地は、ディスカウントドラッグコスモス福崎店より南東約120mに位置しています。
現地では今年5月にもち麦の作付田であったことを確認しました。
現地調査班では、3条申請にあたり特に問題はないと判断しています。

9番: 申請地は、482-1が長目地区の藤田神社から南西約300mに、557が藤田神社から南約130mに位置しています。
現地では482-1については作付はないが草刈はしてあり管理されていました。557についてはキヌヒカリが作付されていることを確認しました。
現地調査班では、問題はないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(牛尾委員) 6番: 申請地は、申請地はディスカウントドラッグコスモス福崎店より南東約100mに位置しています。
現地では、農作物は作付されていませんが、草刈等がされ管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、〇〇さんが住宅を建てるために転用するものです。
現地調査班では、市街化区域の横で転用しても問題はないと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 1件について、質疑はありませんか。

(山口委員) 右下の図面なのですが、つけてもらってもつけてもらわなくてもいいんじゃないか。

(事務局) 県に申請する書類として平面図や立面図が必要になってきますので、わかりやすく説明するためにも、この議案書にも添付しています。

(山口委員) こんなこと私が構わなくてもいいのだが、新築する方に6台の駐車場が必要かなど。作為的な図面かなと思います。

(事務局) ちょっと広いかと思いますが、申請人から夫婦の駐車場と、実家から来られた時の駐車場、あと来客用ということで聞いております。

(山口委員) これはマックスの面積はいくらでもいいのか。

(事務局) 市街化調整区域では地縁者住宅は500㎡までになっています。

(山口委員) 申請すればOKなのか。

(事務局) 申請の内容によりけりですけど、農業委員会以外でも建築許可とか建築確認などの他法令が全部クリアできるのであればOKです。

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11 : 反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) 他にないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11:反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第19号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可)1件について、県へ進達することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) それでは冒頭に説明した通り、議案20号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについてに移ります。農林振興課担当から構想について説明を行います。

<農政係 入室>

(農政係) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについて説明させていただきます。

<別紙にそって説明>

(議長) 説明の議案第20号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについて質疑はありませんか。

(山口委員) 名称の後に等というのがたくさん出てくる。どういう風に理解したらいいのか。兵庫西農業協同組合等とか集積等促進計画とか。

(農政係) 団体につきましては主要な兵庫西農協とか、普及センターとか、農林水産振興事務所とかが関わりを持っていただいているんですが、生産者さんを支援するシステムには農業大学校とかもあって、一つ一つ並べるとボリュームも大きくなります。また生産者さんごとに関わってくる団体も違います。そういうことも含めて等と書かせていただいております。

(山口委員) 色々な形でスタートするわけだが、内容的なものがわからないので、等という言葉が使われたらどこに聞いたらいいのか、どういう風に理解したらいいのかわからなくなると思う。先ほど言われたように組織を介して回答していくと形が変わるんです。だから一括的にこの場合こうだと表しているのなら、※マークでもつけてこれはこう表している、この場合はこう表していると書いていただかないと。私たちはそんなにどうこう農業を担っていく世代ではないが、若い世代が来た時にこれを見てどこにお聞きしたらいいのか、聞くほうもわからない。はっきりしといていただかないと。グレーと言ったら失礼だが、概略的な表現はあまりよくないんじゃないかと思います。

(農政係) 今回、こちらは基本構想ということで、町が目指すべき目標とか、取り組んでいく内容を基本的な形で表しているものなので、主要なところ以外は千差万別です。そこから漏れてこうするべきだろうというのはどうしても発生していくので、基本構想については主要で考えられるところ+αという形で書かせていただいております。基本構想ということでご理解いただければと思います。

(事務局) 等というのは官公庁を思っておりますが、当然集落や営農組合も関係してきますし、この辺りは施策によって等の含み具合も変わってこようかと思えます。ご理解いただきたいと思えます。

(山口委員) だからそこを言っているんです。何もかも含んでいるということになると回答がグレーになる。

(事務局) 対象の事項によって変わってくると思えます。断定してこれだけというのはできません。

(山口委員) 2つ、3つなら私も言いません。ありとあらゆるところに等と入っている。

(事務局) 一部断定しているところもあるんです。

(山口委員) それなら就農希望者のマッチング及び農業を担うものの確保・育成のための情報収集・相互提供というところで、関係機関への情報提供はするとなっているが、もらう方は全部等なんですよ。だから内容がグレーすぎるというんです。

(事務局) 言われている内容もわかりますので、もう一度確認して、断定して書かないといけないところは修正します。ただ、関わる人が変わるとかというところは等にさせてもらっておかないと文章がおかしくなるので、それは確認させていただきます。

(議長) 他に何かありませんか。

(山本委員) 農地中間管理機構とは、所属は役場ですか。

(農政係) 県の外郭団体です。公益社団法人です。

(議長) 私のほうからお聞きしたいんですが、法律で農業委員会の意見を聴取しなさいとなっているのだが、基本的構想を市町で立てて10年後のビジョンをたてなさいということだと思う。その中で地域計画という言葉がよく出てきます。基本的構想の趣旨というか、農業委員会から意見が2、3個出ましたというのでスルーするのか。私が何を言いたいのかというと、地域の団体と協力して前へ進んでいかないといけないと書いてあったかと思う。地域を動かすとなった時に、農業委員と地域の役員、区長、農会長と三位一体とならないといけないと思う。農業委員が区長、農会長集まってくれと言った時に、なんのこっちゃとなりかねないと思う。

こういう話を区長会なり、農会長会に話題提供をしておいてもらわないと。前の委員さんが退任する時に地域に帰ったら役員さんとしてよろしくお願ひしますと言って退任した経緯がある。こういう意見がありましたと地域に持って帰って話をする時に、農業委員だけでなく、自治会の区長や地域の農業を熟知している農会長さんにこういう共通話題を持つように進めてほしいというのが1点要望です。もう一つ、目標とする経営体の規模、水稻や畜産、イチゴとかありますが、400万の収益、労働時間を目指してやっていきたいと思います。農政担当にお願いしたいのは、委員会の審議の中でもありましたが、農地所有適格法人、認定農業者は、青色申告、BS、PLなんかを役場に提出していると思う。私が希望するのは、例えば鍛冶屋営農1800時間ならこういう経営に取り組みないといけないと強力な指導をやって欲しい。それが基本的構想の階段を上がっていくときには必要になってくると思う。それを検討しておいてください。

(山口委員) 地域計画は区長会の中で議題としてあがっているのでしょうか。

(事務局) 地域計画についてお知らせはしてあります。農会長さんにもしてあります。

(岡委員) 村の者が関心がない。村で営農を立ち上げる話になったんだけど、みんながばらばらの考えでまとまらなかった。今度これを村で話しても、トラクターが駄目になったら農業をやめようとかそういう考えの人が多いので、各村で話したって、正直な話、絵にかいた餅にならないかと思っています。

(事務局) 町の基本的な構想はこうですよという考え方をお示しするというのは大事ですので、農会長さんにはこういう構想を作っていますがご意見ありますかという問いかけはしてもいいかなと思います。それで意見がでてくるかどうかは別としまして、ちゃんとお示ししなければならないと考えています。

(農政係) 今日ではなくても、見ていただいてまた意見があればいただきたいと思います。まだまだ勉強不足なところがあり、すぐにはお答えできないところもあるかもしれませんが、一緒に農業のことを考えていけたらいいと思っています。

(議長) 他に質問等なければ、今農政係が言ったように家で見ていただいてまた意見があれば窓口に来ていただいて言ってくださいとのことです。これでこの件は終わりにしてよろしいでしょうか。

(事務局) 議案第20号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部見直しについては、語句等を見直すということなので、意見なしとして回答したいと思います。他に意見がありましたらまたいただきたいと思います。回答の期日がありますので、意見がありましたら8月末までにお問い合わせいたします。

< 16 : 25 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・9月21日（木）15時00分から

署 名 人	
署 名 人	